

令和8年度新潟地方最低賃金審議会 第1回新潟県最低賃金専門部会 議事要旨

○開催日時 令和8年7月29日(水) 16時00分～17時15分

○出席状況 公益3/3 労働者側3/3 使用者側3/3

○主な審議事項

1 部会長及び部会長代理の選出について

部会長に長谷川委員、部会長代理に有元委員が推薦され、異議なく承認された。

2 公開について

2回目以降の専門部会については、公労使の三者が集まって議論を行う部分は公開、二者で議論を行う部分は非公開とすることが承認された。

3 最低賃金審議会令第6条第5項の取り扱いについて

専門部会で全会一致した場合は、その結果を本審議会の結果として取り扱うことが確認された。

4 新潟県最低賃金専門部会運営規程について

意見なし。

5 資料説明(要約)

- 資料No.3 監督指導結果⇒違反率:新潟11.3%(全国10.0%)
- 資料No.5 中小企業景況調査⇒業況判断DI:4期連続低下
- 資料No.6 価格転嫁実態調査⇒転嫁率42.9%(前回比▲0.66pt)
- 資料No.7 新潟県経済動向⇒持ち直しているが原材料価格上昇の影響あり
- 資料No.10 新潟市消費者物価指数 令和8年5月分(確定値)
- 資料No.11 生活保護費と最低賃金の比較 令和6年・令和7年

※資料No.3の「実施事業所労働者数6,580・未満労働者数91」が令和7年と令和8年で完全一致のため、事務局が後日確認・回答予定とした。

6 最低賃金に係る審議について

(1) 労働者側委員の意見(要旨)

① 基本姿勢

- 最低賃金のセーフティネット機能の強化
- 全国加重平均との金額差の縮小・是正
- 中央目安(Bランク:56円)を尊重しつつ、3要素に基づき審議

② 3要素の認識

- 生計費⇒実質賃金は4月＋1.5%も、3月▲2.1%・R7年間▲3.8%。
リビングウェッジ1,150円に対し現行1,050円で100円の乖離
- 賃金⇒連合新潟の2026春闘は結成以来最高額。非組織労働者への波及が必要
- 支払能力⇒有効求人倍率・求人募集賃金等を加味して検討

(2) 使用者側委員の意見(要旨)

① 基本姿勢

- 3要素の客観データに基づく合理的・納得性ある審議
- 最低賃金は法的強制力を持つものであることに留意すべき
- 昨年の65円(6.6%)引き上げは、中小・小規模事業者に大手企業賃上げ率をも、大きく上回る率の引き上げを強いたものであった
- 発効日についても、実態を無視した引き上げとなる場合は検討が必要

② 3要素の認識

- 生計費⇒現行1,050円×月173.8時間＝182,490円は標準生活費を基にした試算上の愉楽生計費を上回る。物価は令和8年入り後に落ち着き傾向
- 賃金⇒新潟県内中小の賃上げ率は大半が2%以下。大企業水準(約5.5%)との乖離大。
- 支払能力⇒日銀などの調査では令和8年度経常利益は全規模でマイナス見込み。価格転嫁率は40%を少し超える程度。倒産件数・廃業件数が増加(新潟は増加率全国5位)。パートタイム求人数が最低賃金引き上げ加速後にマイナス推移。

③ その他

- 人口流出・首都圏格差と最低賃金の因果関係を確認できる研究などは見当たらない。
- 助成金は賃上げコストの直接補填にはならず、中小には手続き負担が大きい。
- 新潟県の労働分配率は全国5位(81.6%)と高い。

※労使双方、金額提示なし

6 今後の日程について

次回、第2回専門部会 7月31日(金)14時から開催、金額審議を行う。

※公開状況：傍聴人7名 報道関係者 1社1名